

議会改革特別委員会

委員長中間報告

令和7年12月定例会

議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、「議会改革について」
であります。

当委員会は、今日まで11回にわたり委員会を開催し、
精力的かつ慎重に調査を進めてまいりましたが、今定例
会までに全ての調査の終了を見るに至らず、今回の報告
が当委員会の中間報告であることを御了承いただきたい
と存じます。

また、第7回までの概要については、さきの9月定例
会において御報告申し上げておりますので、今回は第8
回から第11回の概要について、順次御報告申し上げます。

第8回委員会は9月24日に開催し、全ての検討事項に
について、議会事務局から参考意見の資料提出及び説明を
受け、質問を行いました。

議会事務局に対する質問終了後、タブレット端末の検

討について協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

- ・タブレット端末の後継機種は、現在のiPadに近い画面サイズで、スペックは上げないものとしたい。
- ・タブレット端末の容量を下げることで、金額が少しでも下がるならiPadでもよい。現在より高スペックで、高価な機種にはしない。
- ・セルラーモデルのiPadをレンタルするのがよい。
- ・金額が変わらないのであれば、現在と同様にiPadでよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものあります。

各委員からの意見を踏まえ、協議を行った結果、タブレット端末の後継機種については、現在と同様にセルラーモデルをレンタルすることとし、機種も現在と同様に

iPadとするが、容量を現在よりも下げることで金額を抑えたタブレット端末とすることを、全員一致で決定しました。

次に、第9回委員会は10月28日に開催し、全ての検討事項について協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

まず、議員定数についての主な意見について申し上げます。

- ・市民にとって分かりやすい指標、基準となるものを設定したい。仮に、1万人に1人を目安にするなら、現在の人口であれば26人となる。

- ・基準、目安を設けるのはよいが、1万人に1人がよいかは検討が必要。

- ・多様性や少数意見を反映するという点から、現状維持でよい。

- ・議員定数の削減は議員になりたい人にとってはハードルになり、既に一定の削減をしてきたので、現状維持でよい。

- ・議員定数については議論を行うことは重要である。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものあります。

次に、議員報酬の在り方についての主な意見について申し上げます。

- ・今まで定数を削減しても報酬は変えてこなかったが、報酬を変えることによって、議員の成り手対策にもなるのではないか。

- ・物価高の状況ではあるが、決して少ない報酬ではない。市民に寄り添うという意味では、上げる必要はないのではないか。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであ

ります。

次に、政務活動費の在り方についての主な意見について申し上げます。

- ・政務活動費は第2の報酬と言われている。定数を維持するのであれば、報酬や政務活動費を下げることで市財政に対する議員の姿勢を市民に示せるのではないか。

- ・第2の報酬という話があるが、そうならないように制度設計されている。報酬にならない使い方で活用している草加市の透明度の高い運用は財産だと思う。

- ・第三者、例えば大学の教授などの有識者から意見を聞くことができると、検討の参考になる。意見を聞く場を設けるべきではないか。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったとこ

ろ、議員定数について、議員報酬の在り方について及び政務活動費の在り方については、有識者から参考意見を聞くこととし、その際、その他の検討事項についても併せて意見を聞くこととしたしました。

次に、代表質問及び特別委員会における質問時間についての主な意見について申し上げます。

- ・代表質問は、一問一答方式で行うのがよい。
- ・代表質問の質問時間は、会派人数に応じた時間配分を行う。
- ・代表質問の質問時間は、ベースとなる時間を確保の上、人数に応じて差をつけていく手法であれば、人数の少ない会派でも一定の時間を確保できると考える。
- ・特別委員会の質問時間については、1日当たりの会議時間から休憩時間や執行部の説明時間を引いた残りの時間を委員数で割ったものを1人当たりの持ち時間とする

方法が公正公平と考える。

- ・時間とは別のルールを設けてはどうか。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、代表質問及び特別委員会における質問時間については、代表質問については一問一答方式を導入することを全員一致で決定し、代表質問の時間の取り扱いについては次回の委員会で意見交換することとし、特別委員会については質問時間のルールとは別の手法によるルールの案を持ち寄っていただくことを決定しました。

次に、会派の在り方についての主な意見について申し上げます。

- ・要件を3人とすることを提案したが、議会人事が公平になるルールについて、ある程度明文化していくのである

れば、2人のままでよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、会派の在り方については、人事に関する運用について明文化することを前提に、人数要件は2人とすることを決定し、明文化については次回の委員会で検討することとしました。

次に、災害発生時の対応及び議会BCPの検討についての主な意見について申し上げます。

- ・現行の対応要領を再検討して、中身のあるものにしたい。
- ・原案を出すので、その上で協議を重ね、なるべく早く策定したい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

ります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、災害発生時の対応及び議会BCPの検討については、提案会派は次回までに検討用の資料を持ち寄ることとしました。

次に、委員会の設置及び見直しについての主な意見について申し上げます。

- ・現状の議会広報委員会の活動は一定の制限があるので、議会運営委員会に戻していくほうがよい。
- ・議会運営委員会に役割を戻してもよいが、今の市議会だよりが残るような形にはしたい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、委員会の設置及び見直しについては、一定の結論を

見出すには至らず、引き続き次回の委員会において検討することとしました。

次に、議会基本条例及び政治倫理条例についての主な意見について申し上げます。

- ・検討に時間がかかると思うので、提案会派から具体的な原案を出していただきたい。
- ・重い案件だが、策定に向けて意見交換を重ねたい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、議会基本条例及び政治倫理条例については、議会事務局に対して、議会基本条例を策定する場合に必要となる、みんなでまちづくり自治基本条例との整合性を調整する場の設定、執行部側との調整及びパブリックコメントの実施を踏まえたスケジュールに関する資料の要求を

行いました。

次に、住民参画についての主な意見について申し上げます。

- ・提案会派からもう少し具体な内容がほしい。
- ・広報・広聴活動を議会運営委員会に戻し、積極的に取り組めるようにしたらいよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、住民参画については、提案会派は次回までに検討用の資料を持ち寄ることとしました。

次に、通年議会についての主な意見について申し上げます。

- ・仮に、今年度と前年度が通年議会だった場合に、専決処分や常任委員会での対応がどう変わっていたのか確認

したい。

- ・非常時でも議会が継続しているということになるので、通年議会としたほうがよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものです。

意見交換終了後、取り扱いについて協議を行ったところ、通年議会については、提案会派は次回までに検討用の資料を持ち寄ることとしました。

次に、第10回委員会は11月21日に開催し、全ての検討事項について協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

まず、議会基本条例及び政治倫理条例については、議会事務局から資料の提出及び説明を受け、質問を行いました。

次に、議員定数について、議員報酬の在り方について

及び政務活動費の在り方については、参考人として意見を聞く有識者の人選について、調整中である旨を報告しました。

次に、代表質問及び特別委員会における質問時間については、前回の委員会で、代表質問は一問一答方式を導入することを決定したことを踏まえ、質問時間の取り扱いについて協議したところ、答弁を含めた往復とし、会派の基本時間60分に、会派人数に10分を乗じた時間を足した時間とする提案があったことから、次回の委員会において再度協議することとしました。

また、一問一答方式の取り扱いについて協議したところ、当初から一問一答とする意見、一般質問と同様に再質問から一問一答とする意見があったことから、その取り扱いについても、次回の委員会において再度協議することとしました。

また、前回の委員会で、特別委員会については、質問時間とは別のルールの案を持ち寄っていただくこととしていたことから、特別委員会の質問時間について協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

- ・ルールを厳格化できるならしたい。それが可能なら、時間のルールにはこだわらないが、全員が平等に時間を持ち、使い方は個々の判断、としたほうが平等ではないか。
- ・各議員のモラルの問題と考えており、別のルール案はない。
- ・不適切な内容と判断された場合は、都度、委員長が注意すればよい。
- ・新人から質問ができるよう、繰り返しの質問は行わないというようなルールを設ける等でよいのではないか。
- ・現状、時間内に終わっているので、時間についてのル

ールは必要ない。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

次に、委員会の設置及び見直しについてのうち、議会広報委員会の見直しについて協議を行いましたので、その主な意見について申し上げます。

- ・現状の議会広報委員会は権限に制限があり活動しにくいという意見があるので、従前のとおり議会運営委員会に役割を戻すのがよい。

- ・これまでの議会報づくりの流れが途切れないようにやっていきたい。

- ・市民に見やすく分かりやすい議会報をつくるという点では、従前より充実しており、議会広報委員会は継続したほうがよい。

- ・議会運営委員会に戻したとしても、従前のやり方と今

のやり方を合わせるのがよい。

- ・議会広報委員会の活動に制限があるというのであれば、広聴機能をつけて、より良くしていくのがよい。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものです。

次に、会派の在り方については、提案会派から、人事に関するルールを設定できるなら要件は2人でもよいとしたので、基本的なルールを明文化しつつ、状況に応じて都度協議で決めていきたいとの意見がありました。

次に、災害発生時の対応及び議会BCPの検討について、住民参画について及び通年議会については、提案会

派から資料の提出及び説明を受け、質問を行いました。

なお、全ての検討事項について意見交換を行いましたが、一定の結論を見出すには至らず、引き続き次の委員会において検討することとしました。

次に、第11回委員会は12月8日に開催し、まず、代表質問の取り扱いについて、各会派の意見を報告し、協議を行ったところ、代表質問の時間の取り扱いについては、答弁を含めた往復とし、会派の基本時間60分に、会派人数に10分を乗じた時間を足した時間とすることを、全員一致で決定しました。

また、一問一答方式の取り扱いについては、当初から一問一答を行う方式と再質問から一問一答を行う方式の選択制とすることを、全員一致で決定しました。

また、選択制については、代表質問を誰が行うのか報告する際に、実施する方式についても併せて報告することを確認しました。

また、導入時期については、令和8年2月定例会からとすることを、全員一致で決定しました。

なお、検討事項「代表質問及び特別委員会における質

間時間について」のうち、代表質問については、今回で調査を終了することとし、「特別委員会における質問時間について」を引き続きの検討事項とすることを決定しました。

次に、その他の検討事項について意見交換を行ったところ、委員会の設置及び見直しについては、提案会派から、議会広報委員会の役割を議会運営委員会に戻すという意見を出したが広聴機能をつけるのであれば存続することでよいとの意見があったことから、協議を行ったところ、議会広報委員会の見直しについては、議会広報委員会の所管事項に広聴機能をつけることとし、2月定例会で委員会条例の改正案を提出することを、全員一致で決定しました。

なお、併せて提案のあった議会改革の委員会設置、常任委員会の再編については、提案者から取り下げの旨の

申し出がありましたことから、検討事項「委員会の設置及び見直しについて」は今回で調査を終了した次第であります。

終わりに、当委員会としては、特定事件の重要性に鑑み、さらに精力的に調査を進めてまいります。以上、中間報告とさせていただきます。